

# 27 特定経営承継関連保証

特定経営承継関連保証は、「経済産業大臣の認定を受けた中小企業・小規模事業者」の代表者個人が承継時に必要とする資金(株式取得資金等)を対象とする保証です。

対象となる方	<p>経営者の死亡または退任等による経営の承継に伴い、株式または事業用資産の取得など多額の費用を要する事由が生じたことにより、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定<sup>(※)</sup>を受けた中小企業・小規模事業者(以下、「認定中小企業者」)の代表者の方</p> <p>(※)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号の規定による経済産業大臣の認定</p>									
資金使途	<p>事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等取得資金</li> <li>・事業用資産等取得資金</li> <li>・株式等もしくは事業用資産等にかかる相続税または贈与税の納税資金</li> <li>・遺産分割に伴う返済資金または遺留分減殺に伴う価格弁償資金</li> <li>・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金</li> </ul>									
保証限度額	<p>2億8,000万円</p> <p>(注)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。</p>									
保証期間	<p>運転資金:10年以内(うち据置期間1年以内)</p> <p>設備資金:15年以内(うち据置期間1年以内)</p>									
貸付形式	証書貸付または手形貸付									
返済方法	原則として、元金均等分割返済									
貸付利率	金融機関所定利率									
担保	必要に応じて提供していただきます。									
連帯保証人	原則として、認定中小企業者以外は不要									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)									
	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	貸借対照表なし	1.15%								
(注)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。										
保証割合	責任共有制度対象									
必要書類	<p>所定の申込書類のほか、以下の書類の添付が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①法に基づく認定書</li> <li>②認定申請書の写し</li> <li>③認定中小企業者の関係書類一式(商業登記簿謄本、定款、確定申告書3期分等)</li> </ol>									
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>①認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに保証申込を行う必要があります。</li> <li>②申込人と主たる取引関係を有する金融機関を経由して保証申込を行う必要があります。</li> </ol>									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。